

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた



No.25 (2007年10月)



☆☆初めてのクッキー作り☆☆

“こがんことは（こんなことは）初めてだった〜”とKさん。

“つぎは星の形がよかな〜”。“そっとせんば破れるばい”…など。たくさんの言葉と笑顔が飛び交います。Uさんは型どりのクッキーに刷毛を使って丁寧に卵を塗ってくださいました。オーブンに入れて15分。甘い美味しそうな匂いが…。さあ、完成です！

“美味しかな〜”。スタッフもいっしょにいただきました。また、皆さんと一緒にクッキー作りをしたいなと思います。（キトさん家スタッフ 栄永 結）



発行：NPOみなまた 発行責任者：橋口三郎 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

（カット：くさのあき）

第2回水俣病臨床研究会

8月5日、水俣病臨床研究会のシンポジウムが水俣市公民館で開かれました。

私は、「水俣病解決の基本となる医学的指針―共通診断書を利用して―」という発表をしました。内容は、主として、以下のようになります。

1. 水俣病問題の基本構造と解決の目標

水俣病問題は、行政が本来ならなすべき、以下の事柄がことごとくおざりにされたために深刻化してきたのです。それは、①被害拡大の防止、②被害の全貌把握、③被害に関する専門家による適正な追求と診断基準、④住民に対する情報提供、⑤患者に対する適切な補償、⑥教訓を学び、過ちを繰り返さない、など、公衆衛生学的対応の基本に関わることがらです。

それどころか、行政は、公衆衛生に逆行するような行動を表裏で繰り返してきました。まず、被害の実態が表面化することに対して、地域差別を放置・利用し、住民に真の水俣病の姿を知らせないできました。また、表面化してきた水俣病や補償要求を抑えるために、地域内対立を助長し、昭和52年判断条件で患者を切り捨ててきたのです。

本来、解決とは、これらの構造が有する問題点全てに光をあてることであるにもかかわらず、与党プロジェクトチーム（PT）の対応は、頂点の「表面化した補償問題」のごくごく一部に対応することのみで、全体像を隠そうという姿勢は、以前と全く変わっていないのです。

2. 医学データからみる認定審査会および与党PTが抱える深刻な問題点

認定審査会は、それがよって立つ昭和52年判断条件の成り立ちからして、医学的根拠はありません。認定審査会が、認定基準さえ十分に遵守してこなかったことは、これまでも指摘されてきましたが、驚くべきことに、認定審査会で認定された人と棄却された人を比較したところ、両者に感覚障害、視野狭窄、運動失調等の症状が高率に認められている資料を認定審査会の委員自身の資料があるのです。

また、与党PTが今年4月以降におこなった

調査の問題点を指摘しました。特に四肢末梢優位の人の割合が4～5割と発表した根拠となる医師の診察および判定基準が不明確であること、四肢末梢優位の感覚障害よりも全身性感覚障害のほうがより重症の水俣病であることは、データからも明白であるにも関わらず、与党PTは四肢末梢優位の感覚障害を主として救済しようとしている、という点です。これは、事実をもとに対応を考えるとという基本的視点が欠落していることから起こっている深刻な問題点といえます。

3. 共通診断書の特長と優位点

共通診断書では、A～Fの診断基準を設けています。このうち、ノーモア・ミナマタ訴訟の原告は、A～Eのいずれかに該当していますが、このA～Eは、水俣病に非常に特異的な症候から構成され、メチル水銀曝露の既往に加えて、感覚障害（A四肢末梢優位、B全身性、C舌二点識別覚、D口周囲）、または、求心性視野狭窄（E）の基準うちのいずれかを満たしているものを水俣病としています。この基準には運動失調、構音障害などは含まれていませんが重症になるにつれ、これらの症候を有する割合も増加していくことが分かっています。

また、共通診断書の自覚症状と神経所見をそれぞれスコア化（点数化）したところ、高い相関関係が得られています。スコア化により、水俣病の病像を新たに追求していくことも可能です。共通診断書の優位点の一つは、A～Eの診断基準に直接かわからない問診診察項目を多数含んでいることです。このことにより、共通診断書は、水俣病の診断のみならず、精度をチェックしたり、病像を解明したりすることに資することができるのです。

高岡 滋（神経内科リハビリテーション協立クリニック院長）

ミナマタ現地調査、御所浦発

8月25日、26日の二日間、第3回ミナマタ現地調査を行いました。今年の現地調査は、原告患者の皆さんが中心となって、手作りの現地調査となるよう企画しました。これまでの現地調査はどちらかというと「見せる」形が中心でしたが、動く分科会方式としました。開催地御所浦島は水俣市の対岸に位置し、水俣病による社会構造が島中に色濃く残り、現在も多くの被害者が救済を求めて立ち上がっている島でもあります。そうした被害者たちが海上タクシーで本土に渡り、電車や飛行機を乗り継いで上京している苦労を、体験として受容できたとする意見も寄せられています。



御所浦島を背景にノーモアミナマタをアピール

また、不知火海に9隻の漁船を出しての海上アピールは、「人間の鎖」をして以来、実に16年ぶりのデモンストレーションでした。私たちはこの現地調査を通して、参加者が今後積極的に支援にかかわっていただけるよう、心から期待しています。

最後になりましたが、暑い中を全国からご参加いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

水俣病不知火患者会事務局 林田 直樹

感動の連続・勇気づけられた現地調査

水俣病問題は全面解決を図る時です。私は6月5日チッソ東京本社との交渉に参加させていただきました。「早期に解決したい」とするチッソですが、何の解決努力もしない。今後の解決のための具体的方策も示せない。早期解決を事実上拒否するチッソの態度に怒りをおぼえました。今回の現地調査で御所浦島にいて、御所浦島から見える水俣のたたかいが感動的に伝わってきました。現地の方々と交流しながら、そしてなにより原告お二人の症状や生活、訴えは静かな語りかけの中にも解決への決意が伝わってきました。9隻の海上タクシーを連ねての海上アピールは爽快でした。必ず勝利しなくてはとの思いが込み上げてきました。8月8日に勝利和解を勝ちとった東京大気汚染公害裁判。提訴から11年余り、病をおして死に直面しながら、原告は闘ってきました。また、全国からよせられた支援も勝利の大きな力となりました。私達は和解の成果を結実するための新たな運動のスタートをきりました。今回の水俣をはじめ有明海、川辺川の九州エコツアーは、私達の今後の運動に勇気と確信を与えてくれました。感動の連続でした。感謝申し上げます。



この和解の中で医療費の救済制度の創設を約束させたことは、数十万といわれる都内の全てのぜん息患者の医療費負担がなくなる画期的なものです。私達は早急に新たな「救済制度」について周知徹底をはかるとともに、未救済患者を公害患者会に組織することに全力を尽くします。PM2.5環境基準を早期に設定させます。道路、自動車公害対策の実施を勝ちとります。大気汚染被害者の完全救済を勝ち取る闘いに取り組む決意です。

原告の被害の訴えは必ず伝わります。水俣病問題が全面解決するまで、連帯して闘います。

東京都大気汚染公害裁判原告団 繁野 義雄

「キトさん家」の夏祭り

何歳も若返ったような母…



スタッフの三味線の演奏に合わせて

母キトが、「キトさん家」に入居して三ヶ月が経ちました。入居の際の心配をよそに、私たち家族が訪れる度にニコニコして迎えてくれます。先日も「あんたはどこに行っていたの。相変わらず忙しそうね」と元気に声をかけてくれました。また、右手の親指を立てて「この人は私のこれ（彼氏）」と言って周りを笑わせています。母にとって「キトさん家」は17才の時に嫁いでから70数年間も暮らした家です。きっとまた、自分の家に戻ったような安堵感があるのでしょうか。母の生き生きとした表情に息子の私もホッとしています。

先月、「キトさん家」で夏祭りが開かれました。ご近所のみなさんが大勢参加されていました。母も、鉢巻きにはっぴ姿で、板三味線を抱え「東京音頭」や「ハイヤ節」を披露していました。また、久々にお会いしたかたに「お婆さん、何歳になったと。元気かなあ～」と声をかけていただいて益々嬉しそうにしていました。

私が感激したことは、昔馴染みの方だけでなく、子供さんを連れた若い人たちも参加されていたことです。おかげで、母も、ひ孫のような小さな子供さんに、踊りの手ほどきをしたりして何歳も若返ったようでした。母が若かった頃、近所持ち回りで「川まつり」などの地域の行事が度々あっていましたが、その頃を思い出していたのか、とても幸せそうでした。

「地域の皆さんと一緒に」との「キトさん家」の掲げる運営の趣旨が、しっかりと根付いている様子が家族としてもとても感動しました。

古賀町 江口 和伸



ご近所のみなさんとの夏まつり

★ よろしくお願ひします！ ★

今年7月に入ったホヤホヤの新人です。親切な先輩スタッフに支えられて楽しく働いています。

ふれあいの家には2匹のアイドル猫がいます。1匹は大きいけど、とてもおとなしい「キキ」。もう1匹は新入りの子猫で名前は「ミコト」といいます。とてもやんちゃです。ミコトはキキがどこからか連れてきて、いつの間にかふれあいの家に住み着いています。まるで親子のような2匹の猫は入居者のみなさんの癒しとなっています。

私も、この猫たちのように「癒し」の存在になればと・・・秘かに思っています。

ふれあいの家スタッフ 金子 真衣



社会体験研修を終えて

2日間キトさん家で研修生としてお世話になりました。短い期間でしたが、学校現場では得られないことをたくさん学ぶことができましたと思います。

私は介護の経験がなく、初めは利用者の方とうまくコミュニケーションがとれるのか不安でした。しかし笑顔で話をしていると、利用者の皆さんも満面の笑顔を返してくださって、その不安も一瞬でなくなりました。

私はキトさん家の中にとっても温かいものを見つけました。それは介護者と利用者との信頼関係です。介護者の方は利用者には表情豊かに接しておられて、利用者の皆さんもとても楽しそうにされていました。愛情があるからこそ、温かい信頼関係が生まれるのだと思います。また入浴の介助など、介護はとても大変な仕事であると感じました。それにも拘らず、介護者の皆さんは生き生きと仕事をされていて、感心させられました。

今回私が学んだことは、心を込めて接すると、言葉を用いなくても伝えたいことが相手に伝わるということです。耳の不自由な利用者の方がいらっしゃって、私が大きな声を出してコミュニケーションをとろうとしてもうまくいきませんでした。しかし、介護者の方々を見習って身振り手振りで一生懸命に気持ちを伝えようとすると、理解してくださいました。

研修を受けながら様々なことを経験しましたが、それ以上にとても楽しい2日間を過ごすことができましたと感じています。今後は、キトさん家で学んだことを学校の現場で活かしていきたいと思います。

キトさん家の皆さん、2日間ありがとうございました。

水俣高等学校教諭 井芹 洋征



☆ ひとり言… ☆

一日のデイサービスの時間が終え、利用者みなさんが戻っていかれる「家」は様々です。終了時間前からソワソワ・嬉しそうに手を振って家族が待つ「家」に帰って行く人。一方で、一人暮らしの方もおられます。「帰られても寂しいだろうな。次にお迎えに伺うまで怪我などしないで下さいね・・・」。見送る後ろ姿に胸が熱くなります。

先日の夕食時のこと、利用者さんが、「あんた達とはずっと一緒にいるんだから、娘、家族も同然。言いたいことを言い合いながら、これからも楽しくやっていこうね!」と言われました。

のがわの家が、いつまでも、利用者みなさんが楽しく過ごせる「家」であり続けたいと思いました。

山下 正子（のがわの家スタッフ）



環境被害救済と予防に関する、第4回日中韓ワークショップ

弁護士 板井 優

◇はじめに

2007年8月24日午前9時から25日午前12時にかけて、日弁連会館の2階会議室クレオで「環境被害救済と予防に関する第4回日中韓ワークショップ」が開かれました。主催は、日本環境会議、日弁連、東京経済大学です。



◇中国、急速な工業化のなかで…

最近のテレビで、中国人がマグロの刺身を食べるようになったので、築地魚市場へのマグロの入荷が減った、という報道がありました。これまで、中国人は魚の生ものは食べないことで有名でした。世界食料機構は今から10年以上も前に、西暦2021年に中国が工業大国となり、その結果中国が食糧輸入国になると指摘しました。すなわち、中国では、これまで農業に従事していた国民を大量に工業生産に従事させるのですから、食糧生産能力が低下し、工業生産が大幅に増えることは明かです。急速な工業化は深刻な公害を生むことは必至です。まさに、今、中国では、かつて高度成長下にあった日本の公害列島化と同じ深刻な現象が起こっているのです。

◇増大する公害問題…

これを裏付けるように、中国は、CO₂排出量が世界で25%を占めるアメリカに次いで18%と世界第2位まで増大しています。こうした中で、中国の公害環境の苦情は2005年には約70万件に達しています（国家環境保護総局）。と同時に、環境訴訟事件も毎年25%ずつ増加するという状態です。

しかし、中国では、文化大革命で破壊された弁護士制度が本格的に再建・整備されたのは1990年代の半ばからで、公害問題に対する裁判闘争の蓄積も十分ではありません。こうした中であって、中国では、王燦発政法大学教授らが「公害被害者法律援助センター」を設立し、弁護士を紹介するなど公害被害者を支援してきました。

◇日本の教訓と闘いを伝えるための闘い

そもそも、このワークショップが開催されたのは、中国がかつての日本のような深刻な公害、環境破壊が起こっていることに対し、日本の教訓と闘いを伝えようというところにあります。前回の第3回は熊本の学園大学で開催されましたが、その時に韓国から正式に参加がありました。

1997年、私が日本側の代表となって水俣病と大気汚染公害患者は韓国の麗川市で、麗川工業団地環境問題の調査・交流会を行いました。光州事件に関係した方々を中心に公害環境問題に取り組む運動が起こり、日本の事例を学ぼうというのが起こりでした。その後、公害弁連と日本環境法律家連盟の共催で、韓国の司法修習生に対する日本の公害問題の学習会が始まり、私も箱根で講演を致しました。この中から、韓国環境運動連合や緑色連合環境訴訟センターなどで働く専任の弁護士たちが育って来ました。韓国では、日本や中国と違い、環境団体が選任弁護士を雇用し、環境団体が中心となって、大気汚染や基地騒音問題、干潟を守る闘いなどが企画され、裁判も提起されてきました。

◇公害根絶、環境保全が今世紀最大の課題に

今、歴史も文化も異なる日本と中国と韓国が、今世紀最大の課題といわれる公害根絶、環境保全に向けて力を合わせて闘いを進めているのです。次回開催される際には、水俣からも多くの参加者を求めます。

水俣病に時効なし ～9・14公害弁連シンポジウムの成果～

ノーモアミナマタ弁護団 板井 俊介

1 「公害弁連（こうがいべんれん）」とは？

「公害弁連」は、全国公害弁護団連絡会議の略称で、昭和40年代に闘われた水俣病訴訟をはじめ、イタイイタイ病、新潟水俣病、四日市ぜんそくの四大公害訴訟の各弁護団が中心となり、昭和47年に結成された団体です。現在では、東京大気訴訟はもちろんのこと、米軍基地爆音訴訟や東京の圏央道差し止め訴訟なども参加し、皆が支え合いながら我が国の大衆的裁判闘争を体現し、公害被害者とともに被害者救済と公害根絶のたたかいをすすめています。

現在、私たちが闘っているノーモア・ミナマタ訴訟弁護団も、この公害弁連に参加し、他の加入弁護団の助けを得ています。

2 除斥（じょせき）期間をテーマにしたシンポジウム

今回のシンポジウムは、ノーモア・ミナマタ訴訟で法的問題となっている除斥（じょせき）期間の問題を突破するための理論と経験の蓄積を学び取るため、ノーモア・ミナマタ訴訟弁護団の呼びかけ、公害弁連主催で行いました。

時効とは、ある違法行為で損害を被っても、「加害者が誰か」「自分に損害があること」の2つを知った時から3年を経過すれば、法的にも文句を言えなくなる制度のことをいいます。一方、除斥期間とは、20年を経過すれば法的に何も文句を言えなくなる、という時効と似たような制度のことをいいます。どちらも、水俣病の裁判にあっては、水俣病被害者の人生を賭けた訴えを、裁判所が門前払いするための理屈でしかないのです。そして、ノーモア・ミナマタ訴訟では、国・熊本県のみならず、あろうことか水俣病の加害企業であるチッソまでもが、「除斥期間の20年が経過したから水俣病患者であっても賠償金を支払わない」という主張を行っているのです。

私たちは、絶対にこのような不当な主張に屈するわけにはいきません。

3 先人に学ぶ

今回のシンポジウムのパネリストとして、水俣病訴訟弁護団から馬奈木昭雄弁護士、筑豊じん肺訴訟

団から小宮学弁護士、除斥期間の研究者である鹿児島大学の采女博文教授をお招きしました。



小宮弁護士は、筑豊じん肺最高裁判決までの経験を述べられた上で「徹底的に被害を見つめることから『じん肺に時効なし』の大原則を打ち立てた」と語りました。采女教授は、除斥期間に関する最高裁判例の潮流を冷静に見つめながらも除斥期間での勝利のための理論を追求することを誓われました。最後に、馬奈木弁護士は、「水俣病の被害抜きに除斥期間を論ずることは完全な誤り。昭和48年の第一次訴訟判決でも同じ時効の論点で既に指摘されている。第一次訴訟判決に学ぶべきところは、とてつもなく大きい」と指摘しました。

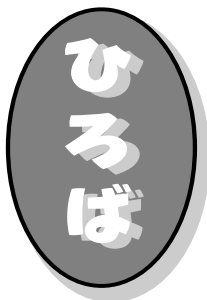
コーディネータをつとめた私を含めノーモア・ミナマタ訴訟弁護団員は、この馬奈木先生の発言をお聞きし、理論を追い求めるのみでは真の水俣病問題での勝利はないのだと深く深く教えられた思いがしました。

4 水俣病に除斥なし

水俣病の被害は、重症患者さんの場合でない限り「目に見えにくい」側面があります。しかし、「目に見えない」から「被害がない」わけではありません。私たちは、そのことをもっと知る必要があります。そして、それを広く世の中に訴えていく必要があります。

長い間、自分が水俣病であることがすら知らない、知っていても名乗りを上げることができない、そういう水俣病患者が人生を賭けて訴えると除斥期間で敗訴するようなことは許されません。水俣病に時効も除斥期間もない、そういう解決でなければ真の解決とはいえません。除斥期間論を乗り越えるために、全水俣市民、全国民の皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

なお、今回のシンポジウムの内容は、後日、NPOみなまたから報告集として販売されます。どうぞ皆様ご購入ください。



近畿水俣病検診を実施して ～不知火海沿岸からの移住者を対象に第4回目～



近畿地方には不知火海沿岸地域から3000人以上が移住したとされています。2004年の関西訴訟最高裁判決以後、新たに水俣病と診断されて認定を求める人が不知火海沿岸地方を中心に急増しています。私たち民医連近畿地方協議会は「近畿地方の移住者にも検診を行い、被害を掘り起こして救済につなげよう」との思いから、昨年9月に大阪で第1回の近畿水俣病検診を行いました。

取り組みはじめた当初、予約が少なかったらどうしようという心配もありましたが、始めるとすぐに予約はうまり、検診当日までに予定人数の2倍の人から問い合わせをいただく事態となりました。そして大阪、兵庫、和歌山の30名に限定して診断を受けていただいた第1回検診では、28名に水俣病と診断可能な感覚障害などの異常所見を認める結果となりました。私たちは予想を大きくこえる結果に驚くとともに、今後もできる限り近畿地方に移住した診断希望者を受け入れていかなければならないと考え、引き続いて第2回、第3回検診を大阪で行い、今年9月に第4回検診を滋賀で行いました。

これまでに30代から80代の男女118名が検診を受け、40代以上の87名が水俣病と診断されました。受診者の現住所は近畿6府県から東海、関東にまで及んでいます。ほとんどすべての都府県に水俣病と診断可能な人がおられました。

今回私たちは自分たちの身近にたくさんの被害者がいて、救済はおろか診断さえも受けていない現実があることを知りました。問診を担当した医療ソーシャルワーカーは「水俣病が過去のことではないとよく分かった」と感想を述べています。一方、今回はじめて水俣病と診断された人の中に「知人にすすめられて受診したが、まさか自分が水俣病だとは思っていなかった」という人が何人もいました。医療機関、被害者ともに被害を見過ごしているというのも今の現実だということでしょうか。近畿地方の被害掘り起こしは、これからも私たち民医連が意識的に取り組まねばならない仕事だと強く感じているところです。

吉倉 正（大阪民医連社会医学研究所）

活動日誌（2007年8月～10月）

NPOみなまた

- 8月8日 事務局会議（毎週水曜定例）
- 17日 2007年度第2回理事会
- 介護部会（毎月第3木曜日定例）
- 9月12日 キトさん家増室の件で水俣市へ要望書提出
- 13日 NPOみなまた職員研修（法人3階会議室）
- 10月3日 NPOみなまた職員研修（法人3階会議室）
- こころフェスティバル実行委員会（水俣市もやい館）
- 5日 熊本県介護支援専門員協会研修会（宇土市松橋）
- 19日 2007年度第3回理事会

関係団体

- 8月18日 水俣病不知火患者会、検診
- 25日 ミナマタ現地調査（～26日）
- 28日 ノーモアミナマタ訴訟9陣提訴（熊本地裁）
- 9月14日 ノーモアミナマタ訴訟第10回弁論（熊本地裁）
- ミナマタシンポジウム（公害弁連主催・於：熊本市）
- 10月12日 ノーモアミナマタ訴訟10陣提訴

編集後記

NPOみなまたを設立して6年。介護事業所も4ヶ所になり働くみなさんも当時の5人から46人になって大きく発展しています。先般、初代事務局長を講師にNPOみなまたの設立の経緯や運営の目的などを学ぶ初めての職員研修会を行いました。「三郎の家」を建設することから始まり、その後の運営、新しいホームの建設など様々な場面で本当に多くの皆さまのご支援があったことを改めて認識させられました。このことは研修に参加した職員一人ひとりの心に深く刻まれたに違いありません。初心に帰り、これからもNPOみなまたの“ノ-モアミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくり”の活動を進めていく思いを新たにしました。